

マニフェスト交付等状況報告の手引き

(建設業者以外の方向け)

令和5年4月 大阪府

廃棄物処理法に基づき、産業廃棄物管理票（マニフェスト）交付等状況報告書の提出が義務付けられています。

■ 対象事業者

前年度に産業廃棄物処理業者に収集運搬又は処分を委託した全ての事業者

■ 提出先

都道府県知事 又は 政令市長

■ 報告内容

事業場ごとに前年度において交付したマニフェストの交付等の状況
(産業廃棄物の種類、排出量、マニフェストの交付枚数等)

■ 提出期限

毎年6月30日まで

■ 根拠法令

廃棄物処理法 第12条の3第7項	管理票交付者は、環境省令で定めるところにより、当該管理票に関する報告書を作成し、これを都道府県知事（政令市にあっては、市長）に提出しなければならない。
廃棄物処理法施行規則 第8条の27	法第十二条の三第七項の規定による管理票に関する報告書は、産業廃棄物を排出する事業場（同一の都道府県（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市若しくは同法第二百五十二条の二十二第一項に規定する中核市又は呉市、大牟田市若しくは佐世保市にあっては、市）の区域内に設置が短期間であり、又は所在地が一定しない事業場が二以上ある場合には、当該二以上の事業場を一の事業場とする。）ごとに、毎年六月三十日までに、その年の三月三十一日以前の一年間において交付した管理票の交付等の状況に関し、様式第三号により作成し、当該事業場の所在地を管轄する都道府県知事（政令市にあっては、市長）に提出するものとする。

■ 罰則等

マニフェスト交付等状況報告の義務を怠った場合は、都道府県知事又は政令市長から必要な措置を講ずるよう勧告されることがあり、勧告に従わない場合にはその旨が公表されることがあります。公表後に改善が見られない場合には必要な措置をとるよう命ぜられる場合があります。この命令に違反した場合には、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられます。

※ 廃棄物処理法第12条の5第1項に規定する電子情報処理組織を使用した登録及び報告（電子マニフェスト）を活用している場合は、同法第12条の5第8項の規定により、情報処理センターが集計して報告を行うため、事業者自らが報告する必要はありません。

●直送で廃棄物を運搬する場合の報告書記載例

様式第三号第八条の二十七関係) 産業廃棄物管理票交付等状況報告書(〇年度) 〇年 〇月〇日

大阪府知事 殿
(大阪府泉州農と緑の総合事務所長)
(市長)

報告者 大阪府〇×区〇△1丁目1-1
住 所 〇〇株式会社 代表取締役 大阪太郎
氏 名 (法人にあっては名称及び代表者の氏名)
電話番号 06-0000-0000

産業物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第7項の規定に基づき、〇年度の産業廃棄物管理票に関する報告書を提出します。

事業場の名称	〇〇株式会社 ××工場		コード及び業種	09	食品品製造業			
事業場の所在地	〒000-0000 大阪府〇〇市△△町2-2-2		電話番号	000-000-0000	担当者名 大阪次郎			
番号及びコード	排出量(t)	管理票の交付枚数	運搬受託者の許可番号	運搬受託者の氏名又は名称	運搬先の住所及びコード	処分受託者の許可番号及び処分方法コード	処分受託者の氏名又は名称	処分場所の住所及びコード
1 引火性廃油 7000 ④	〇②	××④	2766666③	△△物流㈱	大阪府△△市〇〇3-2-1 27000⑦			
1			66666666666	㈱×〇	〇〇県〇〇市××4-5-6 00000⑧	777777③ 299(蒸留)⑤	〇〇環境開発㈱	⑥

①産業廃棄物の種類

- ◆マニフェストの産業廃棄物の種類欄に複数のチェックがあるものはその中で最も重量のあるものを代表品目として記載し、() 書きで混合廃棄物が分かるように併記してください。
例：金属くず（オイルエレメント）
- ◆分別が可能な廃棄物については混合せずに分別し、処分してください。また、分別できない廃棄物については、廃棄物の種類コード表の「不可分一体」の項目の中にある物を除き、前述のとおりとしてください。

②排出量

- ◆委託した産業廃棄物の重量をトンドで記載します。

③運搬受託者及び処分受託者の許可番号

- ◆運搬受託者欄の許可番号は、積込む場所における行政庁の許可番号を記載します。
- ◆処分受託者欄の許可番号は、処分場所における行政庁の許可番号を記載します。
- ◆許可番号は、産業廃棄物委託契約書に添付された収集運搬及び処分業者の許可証の写しを参考にしてください。
- ◆なお、許可番号は次のように構成されています。

0 2 7 0 0 1 2 3 4 5 6 [10桁又は11桁]

① ②③ ④

① 許可行政庁を表します。[2桁又は3桁]
【例】027：大阪府 066：大阪市 067：堺市 068：東大阪市 106：高槻市
118：豊中市 120：枚方市 126：八尾市 133：寝屋川市 135：吹田市

② 許可の種類を表します。[1桁]
0：産廃収集運搬業（積替え保管を含まない。） 5：特管産廃収集運搬業（積替え保管を含まない。）
1：産廃収集運搬業（積替え保管を含む。） 6：特管産廃収集運搬業（積替え保管を含む。）
2：産廃処分業（中間処理） 7：特管産廃処分業（中間処理）
3：産廃処分業（最終処分） 8：特管産廃処分業（最終処分）
4：産廃処分業（中間処理と最終処分） 9：特管産廃処分業（中間処理と最終処分）

③ 許可行政庁が自由に決定できる番号です。[1桁]

④ 業者ごとの全国共通の番号です。 [6桁]
許可行政庁が異なっても同じ番号になります。

④運搬先住所

- ◆廃棄物を積下ろす場所（処分場所）の住所
マニフェストの運搬先所在地を記載します。（▲に記載された住所）

注：運搬受託者及び処分受託者の事務所住所ではありません。

マニフェスト様式

産業廃棄物管理票(マニフェスト) O票

交付年月日	令和 年 月 日	交付番号	交付担当者 氏名		氏名	Ⓜ
事業者 (排出者)	氏名又は名称	住所 〒 電話番号	事業場 (排出事業場)	名称		
	所在地 〒 電話番号					
産業廃棄物	種類	数量(及び単位)		荷姿		
中間処理産業廃棄物	管理票交付者(処分委託者)の氏名又は名称及び管理票の交付番号(登録番号) <input type="checkbox"/> 帳簿記載のとおり <input type="checkbox"/> 当欄記載のとおり					
最終処分の場所	名称/所在地/電話番号 <input type="checkbox"/> 委託契約書記載のとおり <input type="checkbox"/> 当欄記載のとおり					
運搬受託者	氏名又は名称 住所 〒 電話番号	運搬先の事業場 (処分事業場)	氏名又は名称 所在地 〒 電話番号			
処分受託者	氏名又は名称 住所 〒 電話番号	積替え又は保管	所在地 〒 電話番号			
運搬の受託	(受託者の氏名又は名称) (運搬担当者の氏名)	受領印 Ⓜ	運搬終了年月日	令和 年 月 日	有価物拾集量	数量(及び単位)
処分の受託	(受託者の氏名又は名称) (処分担当者の氏名)	受領印 Ⓜ	処分終了年月日	令和 年 月 日	最終処分終了年月日	令和 年 月 日
最終処分を行った場所	名称/所在地/電話番号 (委託契約書記載の場所にあつては委託契約書記載の番号)			照合確認	B票 令和 年 月 日	D票 令和 年 月 日
					E票 令和 年 月 日	

⑤ 処分方法

- ◆ 処分受託者が2以上の処分方法を行う場合は全ての処分方法コードを記載します。
例：中間処理業者が汚泥を脱水後、焼却する場合は、「201、204」と記載します。
例：中間処理業者が木材を破碎後、燃料として売却する場合は、「207、104」と記載します。

⑥ 処分場所の住所

- ◆ 運搬先と処分場所が異なる場合のみ、記載してください。
それ以外の場合は、記載不要です。

●積替えして廃棄物を運搬する場合の報告書記載例

様式第三号第八条の二十七関係)

産業廃棄物管理票交付等状況報告書(○年度)

○年 ○月○日

大阪府知事 殿
(大阪府泉州農と緑の総合事務所長)
(市長)

報告者
住 所 大阪市○×区○△1丁目1-1
氏 名 ○○株式会社 代表取締役 大阪太郎
(法人にあっては名称及び代表者の氏名)
電話番号 06-0000-0000

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第7項の規定に基づき、○年度の産業廃棄物管理票に関する報告書を提出します。

事業場の名称	○○株式会社 ××工場		コード及び業種	09	食料品製造業			
事業場の所在地	〒000-0000 大阪府○○市△△町2-2-2		電話番号	000-000-0000	担当者名 大阪次郎			
番号及びコード	排出量(t)	管理票の交付枚数	運搬受託者の許可番号	運搬受託者の氏名又は名称	運搬先の住所及びコード	処分受託者の許可番号及び処分方法コード	処分受託者の氏名又は名称	処分場所の住所及びコード
1 ④	引火性廃油 7000 ①	×× ②	27666666 ③	△△物流㈱	大阪府△△市○ ○3-2-1 27000 ⑦			
1			666666666666 ④	㈱×○	□□県□○市× ×4-5-6 00000 ⑧	777777 ③ 299(蒸留) ⑤	□□環境開発㈱	⑥

例えば、大阪府○○市で積込み、大阪府△△市で積替えした後、□□県□○市で処分する場合は、
④積替えする場合

- ◆積替えする場合は、行を分けて記載します。
- ◆報告書左欄の番号は同一の番号となります。

⑦運搬先住所

- ◆積替えする場所

マニフェストの運搬先所在地を記載します。(積替えする場所：☆に記載された住所)

注：運搬受託者の事務所の住所ではありません。

⑧運搬先住所

- ◆処分するために廃棄物を降ろす場所

マニフェストの運搬先所在地を記載します。(処分する場所：★に記載された住所)

注：処分受託者の事務所の住所ではありません。

なお、積替えを複数回行う場合には、行を追加して記載してください。

マニフェスト様式

産業廃棄物管理票(マニフェスト) ○票

交付年月日	令和 年 月 日	交付番号		交付担当者	氏名	◎
事業者 (排出者)	氏名又は名称			事業場 (排出事業場)	名称	
	住所 〒				所在地 〒	
	電話番号				電話番号	
産業廃棄物	種類			数量(及び単位)	荷姿	
中間処理産業廃棄物	管理票交付者(処分委託者)の氏名又は名称及び管理票の交付番号(登録番号)					
	<input type="checkbox"/> 帳簿記載のとおり <input type="checkbox"/> 当欄記載のとおり					
最終処分の場所	名称/所在地/電話番号					
	<input type="checkbox"/> 委託契約書記載のとおり <input type="checkbox"/> 当欄記載のとおり					
運搬受託者	氏名又は名称	住所 〒	電話番号	運搬先の事業場 (処分事業場)	氏名又は名称	所在地 〒 電話番号
処分受託者	氏名又は名称	住所 〒	電話番号	積替え又は保管	所在地 〒	電話番号
運搬の受託	(受託者の氏名又は名称) (運搬担当者の氏名)	受領印 ⑩	運搬終了年月日	令和 年 月 日	有価物拾集量	数量(及び単位)
処分の受託	(受託者の氏名又は名称) (処分担当者の氏名)	受領印 ⑩	処分終了年月日	令和 年 月 日	最終処分終了年月日	令和 年 月 日
最終処分を行った場所	名称/所在地/電話番号 (委託契約書記載の場所にあつては委託契約書記載の番号)				照合確認	
					B2票 令和 年 月 日	
					D票 令和 年 月 日	
				E票 令和 年 月 日		

様式第三号（第八条の二十七関係）

産業廃棄物管理票交付等状況報告書（ 年度）

年 月 日

大阪府知事 殿
 （大阪府泉州農と緑の総合事務所長）
 （市長）

報告者
 住 所
 氏 名
 （法人にあっては名称及び代表者の氏名）
 電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第7項の規定に基づき、 年度の産業廃棄物管理票に関する報告書を提出します。

事業場の名称		コード及び業種		電話番号		担当者名		処分場所の住所及びコード	
事業場の所在地									
番号	産業廃棄物の種類及びコード	排出量（t）	管理票の交付枚数	運搬受託者の許可番号	運搬受託者の氏名又は名称	運搬先の住所及びコード	処分受託者の許可番号及び処分方法コード	処分受託者の氏名又は名称	処分場所の住所及びコード

備考
 1 この報告書は、前年4月1日から3月31日までに交付した産業廃棄物管理票について6月30日までに提出すること。
 2 同一の都道府県（政令市）の区域内に、設置が短期間であり、又は住所地在一定しない事業場が2以上ある場合には、これらの事業場を1事業場としてまとめた上で提出すること
 3 産業廃棄物の種類及び委託先ごとに記入すること。
 4 業種には日本標準産業分類の中分類を記入すること。
 5 運搬又は処分を委託した産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、「産業廃棄物の種類」の欄にその旨を記載するとともに、各事項について石綿含有産業廃棄物、水銀含有ばいじん等に係るものを明らかにすること。
 6 処分場所の住所は、運搬先の住所と同じである場合には記入する必要はないこと。
 7 区間を区切って運搬を委託した場合又は受託者が再委託を行った場合には、区間ごとの運搬受託者又は再受託者についてすべて記入すること。
 （日本産業規格 A列4番）

●記入要領

項目	説明
報告者の住所	個人の場合は住民票記載の住所を記入してください。法人の場合は法人登記の住所を記入してください。
報告者の氏名	個人の場合は個人の氏名を記入してください。法人の場合は法人の名称を(株)(有)まで記入するとともに、代表者の氏名も記入してください。
報告者の電話番号	報告者に連絡のつく電話番号を記入してください。
事業場の名称	産業廃棄物を排出する事業場の名称を記入してください。 例:○△工業(株)大阪工場
事業場の所在地	産業廃棄物を排出する事業場の所在地を記入してください。「報告者の住所」の欄に記入したものと異なっても支障ありません。
コード及び種類	コード表①より事業区分を選択し、コード(数字2桁)と名称を記入してください。
電話番号	担当者に連絡のつく電話番号を記入してください。
担当者名	担当者の氏名を記入してください。報告書の内容について確認するため行政から連絡する場合があります。
番号	連番の番号を記入してください。区間を区切って2以上の収集運搬業者に委託する場合は、複数行にわたり同じ番号を記入してください。
産業廃棄物の種類及びコード	排出される廃棄物の種類をコード表②より選択しコード(数字4桁)と名称を記載して下さい。(コードは大阪府指定の項目です。)運搬又は処分を委託した産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、「産業廃棄物の種類」の欄にその旨を明記して下さい。
排出量(t)	実際に委託した産業廃棄物のt(トン)数を記入してください。重量がわからない場合は、体積をもとに別添の換算表を使って換算してください。運搬又は処分を委託した産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、石綿含有産業廃棄物に係る排出量を明記してください。
管理票の交付枚数	管理票(マニフェスト)の交付枚数を記入してください。 運搬又は処分を委託した産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、石綿含有産業廃棄物に係るマニフェストの交付枚数を明記してください。
運搬受託者の許可番号	運搬受託者の許可番号を数字11桁又は10桁で記入してください。運搬受託者は積む場所と卸す場所の両方で許可を有していなければなりません。ここでは積む場所を管轄する行政庁の許可番号のみ記入してください。
運搬受託者の氏名又は名称	個人の場合は許可証に記載された氏名を記入してください。法人の場合は法人の名称を(株)(有)まで記入してください。
運搬先の住所及びコード	運搬先の住所及びコード表③より選んだ地域コード(数字5桁)を記入してください。
処分受託者の許可番号及び処分方法コード	処分受託者の許可番号を数字11桁又は10桁で記入するとともに、コード表④より選択した処分方法コード(数字3桁)を記入してください。処分受託者が2以上の処分方法を行う場合(脱水-焼却など)は全ての処分方法コードを「,」で区切って記入してください。 例:中間処理業者が木材を破砕後、燃料として売却する場合(破砕-燃料化)は207,104ただし、マニフェスト集計支援システムを利用される場合には処分方法が1コードのみの入力となっているため、破砕である207を記入してください。
処分受託者の氏名又は名称	個人の場合は許可証に記載された氏名を記入してください。法人の場合は法人の名称を(株)(有)まで記入してください。
処分場所の住所及びコード	原則的に記載する必要はありません。運搬先と処分場所が異なる場合のみ処分場所の住所及びコード表③より選んだ地域コード(数字5桁)を記入してください。

別添 産業廃棄物の体積から重量への換算係数（参考値）

※この換算係数はあくまで参考値です。換算する際には、実際の産業廃棄物の性状を加味してください。

産業廃棄物の種類		換算係数 (t/m ³)
0100	燃え殻	1.14
0200	汚泥	1.10
0300	廃油	0.90
0400	廃酸	1.25
0500	廃アルカリ	1.13
0600	廃プラスチック類	0.35
0700	紙くず	0.30
0800	木くず	0.55
0900	繊維くず	0.12
1000	動植物性残渣	1.00
1100	ゴムくず	0.52
1200	金属くず	1.13
1300	ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず	1.00
1400	鋳さい	1.93
1500	がれき類	1.48
1600	動物の糞尿	1.00
1700	動物の死体	1.00
1800	ばいじん	1.26
1900	13号廃棄物	1.00
4000	動物系固形不要物	1.00
2000	建設系混合廃棄物	0.26-0.50
2410	石綿含有建設混合廃棄物	0.26
2420	石綿含有ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず	1.00
2430	石綿含有廃プラスチック類	0.35
2440	石綿含有がれき類	1.48
2450	石綿含有紙くず	0.30
2460	石綿含有木くず	0.55
2470	石綿含有繊維くず（天然繊維）	0.12
3100	廃電気機械器具	1.00
7000	引火性廃油	0.90
7010	引火性廃油（有害）	0.90
7100	強酸	1.25
7110	強酸（有害）	1.25
7200	強アルカリ	1.13
7210	強アルカリ（有害）	1.13
7300	感染性廃棄物	0.30-0.50
7440	廃水銀等（処分するために処理したものを含む）	13.57
7421	廃石綿等（飛散性）	0.30
7422	指定下水汚泥	1.10
7423	鋳さい（有害）	1.93
7424	燃え殻（有害）	1.14
7425	廃油（有害）	0.90
7426	汚泥（有害）	1.10
7427	廃酸（有害）	1.25
7428	廃アルカリ（有害）	1.13
7429	ばいじん（有害）	1.26
7430	13号廃棄物（有害）	1.00

コード表① 業種コード

コード	業種	コード	業種
A	農業、林業	I	卸売・小売業
01	農業	52	飲食料品卸売業
02	林業	53	建築材料、鉱物・金属材料等卸売業
B	漁業	54	機械器具卸売業
03	漁業(水産養殖業を除く)	55	その他の卸売業
04	水産養殖業	56	各種商品小売業
C	鉱業、採石業、砂利採取業	57	織物・衣服・身の回り品小売業
05	鉱業、砕石業、砂利採取業	58	飲食料品小売業
D	建設業	59	機械器具小売業
06	総合工事業	60	その他の小売業
07	職別工事業(設備工事業を除く)	61	無店舗小売業
08	設備工事業	J	金融・保険業
E	製造業	62	銀行業
09	食料品製造業	63	協同組織金融業
10	飲料・たばこ・飼料製造業	64	貸金業、クレジットカード等非預金信用機関
11	繊維工業	65	金融商品取引業、商品先物取引業
12	木材・木製品製造業(家具を除く)	66	補助的金融業等
13	家具・装備品製造業	67	保険業(保険媒介代理業、保険サービス業を含む)
14	パルプ・紙・紙加工品製造業	K	不動産業、物品賃貸業
15	印刷・同関連業	68	不動産取引業
16	化学工業	69	不動産賃貸業・管理業
17	石油製品・石炭製品製造業	70	物品賃貸業
18	プラスチック製品製造業(別掲を除く)	L	学術研究、専門・技術サービス業
19	ゴム製品製造業	71	学術・開発研究機関
20	なめし革・同製品・毛皮製造業	72	専門サービス業(他に分類されないもの)
21	窯業・土石製品製造業	73	広告業
22	鉄鋼業	74	技術サービス業(他に分類されないもの)
23	非鉄金属製造業	M	宿泊業、飲食サービス業
24	金属製品製造業	75	宿泊業
25	はん用機械器具製造業	76	飲食店
26	生産用機械器具製造業	77	持ち帰り・配達飲食サービス業
27	業務用機械器具製造業	N	生活関連サービス業、娯楽業
28	電子部品・デバイス・電子回路製造業	78	洗濯・理容・美容・浴場業
29	電気機械器具製造業	79	その他の生活関連サービス業
30	情報通信機械器具製造業	80	娯楽業
31	輸送用機械器具製造業	O	教育、学習支援業
32	その他の製造業	81	学校教育
F	電気・ガス・熱供給・水道業	82	その他の教育、学習支援業
33	電気業	P	医療、福祉
34	ガス業	83	医療業
35	熱供給業	84	保健衛生
36	水道業	85	社会保険・社会福祉・介護事業
G	情報通信業	Q	複合サービス事業
37	通信業	86	郵便局
38	放送業	87	協同組合(他に分類されないもの)
39	情報サービス業	R	サービス業(他に分類されないもの)
40	インターネット附随サービス業	88	廃棄物処理業
41	映像・音声・文字情報制作業	89	自動車整備業
H	運輸業、郵便業	90	機械等修理業(別掲を除く)
42	鉄道業	91	職業紹介・労働者派遣業
43	道路旅客運送業	92	その他の事業サービス業
44	道路貨物運送業	93	政治・経済・文化団体
45	水運業	94	宗教
46	航空運輸業	95	その他のサービス業
47	倉庫業	96	外国公務
48	運輸に附帯するサービス業	S	公務(他に分類されるものを除く)
49	郵便業(信書便事業を含む)	97	国家公務
I	卸売・小売業	98	地方公務
50	各種商品卸売業	T	分類不能の産業
51	繊維・衣服等卸売業	99	分類不能の産業

コード表② 産業廃棄物の種類コード

コード	廃棄物名 (大)	廃棄物名 (詳細)
0100	燃え殻	燃え殻 (下記以外)
0110		焼却灰
0111		石灰灰
0112		廃棄物焼却灰
0120		廃カーボン・活性炭
0200	汚泥	汚泥 (下記以外)
0210		有機性汚泥
0211		下水汚泥
0220		無機性汚泥
0221		建設汚泥
0222		土汚泥
0300	廃油	廃油 (下記以外)
0310		一般廃油
0311		鉱物系廃油
0312		動植物系廃油
0320		廃溶剤
0330		固形油
0340		油泥
0400	廃酸	廃酸 (下記以外)
0401		写真定着廃液
0500	廃アルカリ	廃アルカリ (下記以外)
0501		写真現像液
0600	廃プラスチック類	廃プラスチック類 (下記以外)
0601		廃タイヤ
0602		自動車用プラスチックバンパー
0603		廃農業用ビニール
0604		プラスチック製廃容器包装
0605		発泡スチロール
0606		発泡ウレタン
0607		発泡ポリスチレン
0608		塩化ビニル製建設資材
0700	紙くず	紙くず (下記以外)
0710		建設工事の紙くず
0711		ダンボール
0800	木くず	木くず (下記以外)
0810		建設工事の木くず
0811		伐採材・伐根材
0900	繊維くず	繊維くず (下記以外)
0910		建設工事の繊維くず
1000	動植物性残渣	動植物性残渣
1100	ゴムくず	ゴムくず
1200	金属くず	金属くず (下記以外)
1210		鉄くず
1220		非鉄金属くず
1221		鉛製の管又は板
1222		電線のくず
1300	ガラスくず等 *1	ガラスくず等 (下記以外)
1310		ガラスくず
1311		カレット
1312		廃ブラウン管 (側面部)
1313		ガラス製廃容器包装
1314		ロックウール
1315		石綿 (非飛散性)
1316		グラスウール
1317		岩綿吸音板
1320		陶磁器くず
1321		コンクリートくず
1322		廃石膏ボード
1323		ALC (軽量気泡コンクリート)
1400	鉱さい	鉱さい (下記以外)
1401		スラグ
1500	がれき類	がれき類 (下記以外)
1501		コンクリート破片
1502		アスコン破片
1600	動物の糞尿	動物の糞尿
1700	動物の死体	動物の死体
1800	ばいじん	ばいじん
1900	13号廃棄物	13号廃棄物
4000	動物系固形不要物	動物系固形不要物

不可分一体の産業廃棄物

コード	廃棄物名 (大)	廃棄物名 (詳細)
2000	建設系混合廃棄物	建設系混合廃棄物
2010		安定型建設系混合廃棄物
2020		管理型建設系混合廃棄物
2021		新築系混合廃棄物
2022		解体系混合廃棄物
2100	安定型混合廃棄物	安定型混合廃棄物
2200	管理型混合廃棄物	管理型混合廃棄物
2300	シュレッダーダスト	シュレッダーダスト
—	石綿含有産業廃棄物	
2410		石綿含有建設混合廃棄物
2420		石綿含有ガラスくず、 コンクリートくず、陶磁器くず
2430		石綿含有廃プラスチック類
2440		石綿含有がれき類
2450		石綿含有紙くず
2460		石綿含有木くず
2470		石綿含有繊維くず (天然繊維)
—	水銀使用製品産業廃棄物	
2510		電池類
2520		照明機器 (その他)
2521		照明機器 (H I Dランプ)
2522		照明機器 (蛍光灯)
2530		医薬品等 (その他)
2531		医薬品等 (農薬)
2532		医薬品等 (医薬品)
2540		上記及び水銀回収義務付け製品 以外
2550		水銀回収義務付け製品 (計測器以外)
2551		スイッチ及びリレー
2560		水銀回収義務付け製品 (計測器)
2561		水銀体温計
2562		水銀式血圧計
—	水銀含有ばいじん等	
2610		ばいじん
2620		燃え殻
2630		汚泥
2640		廃酸
2650		廃アルカリ
2660		鉱さい
3000	廃自動車	廃自動車 (下記以外)
3010		廃二輪車
3011		バイク
3012		自転車
3100	廃電気機械器具	廃電気機械器具 (下記以外)
3101		廃パチンコ機・廃パチスロ機
3102		プリント配線板
3103		テレビジョン受信機
3104		エアコンディショナー
3105		冷蔵庫
3106		洗濯機
3107		電子レンジ
3108		パーソナルコンピューター
3109		電話機
3110		自動販売機
3112		冷凍庫
3500	廃電池類	廃電池類 (下記以外)
3510		鉛蓄電池
3520		乾電池
3600	複合材	複合材

特別管理産業廃棄物

コード	廃棄物名 (大)	廃棄物名 (詳細)
7000	引火性廃油	引火性廃油
7010	引火性廃油 (有害)	引火性廃油 (有害)
7100	強酸	強酸
7110	強酸 (有害)	強酸 (有害)
7200	強アルカリ	強アルカリ
7210	強アルカリ (有害)	強アルカリ (有害)
7300	感染性廃棄物	感染性廃棄物
7410	PCB等 *2	廃PCB等 (下記以外)
7411		廃PCB
7412		PCB汚染物
7413		PCB処理物
7440	廃水銀等 *3	廃水銀等
7421	廃石綿等 (飛散性)	廃石綿等 (飛散性)
7422	指定下水汚泥	指定下水汚泥
7423	鉍さい (有害)	鉍さい (有害)
7424	燃え殻 (有害)	燃え殻 (有害)
7425	廃油 (有害)	廃油 (有害)
7426	汚泥 (有害)	汚泥 (有害)
7427	廃酸 (有害)	廃酸 (有害)
7428	廃アルカリ (有害)	廃アルカリ (有害)
7429	ばいじん (有害)	ばいじん (有害)
7430	13号廃棄物 (有害)	13号廃棄物 (有害)

*1・・・ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず

*2・・・廃PCB等、PCB汚染物、PCB処理物

*3・・・処分するために処理したものを含む

コード表③ 運搬先・処分場所の地域コード

※ 下表にない市町村については、市町村の所在する都道府県のコードを使用してください。

コード	運搬先・処分場所
	北海道
01000	北海道
01100	札幌市
01202	函館市
01204	旭川市
	東北
02000	青森県
02201	青森市
02203	八戸市
03000	岩手県
03201	盛岡市
04000	宮城県
04100	仙台市
05000	秋田県
05201	秋田市
06000	山形県
06201	山形市
07000	福島県
07201	福島市
07203	郡山市
07204	いわき市
	関東
08000	茨城県
08201	水戸市
09000	栃木県
09201	宇都宮市
10000	群馬県
10201	前橋市
10202	高崎市
11000	埼玉県
11100	さいたま市
11201	川越市
11203	川口市
11222	越谷市
12000	千葉県
12100	千葉市
12204	船橋市
12217	柏市
13000	東京都
13201	八王子市
14000	神奈川県
14100	横浜市
14130	川崎市
14150	相模原市
14201	横須賀市
	中部
15000	新潟県
15100	新潟市
16000	富山県
16201	富山市
17000	石川県
17201	金沢市
18000	福井県
18201	福井市
19000	山梨県
19201	甲府市
20000	長野県
20201	長野市
21000	岐阜県
21201	岐阜市
22000	静岡県

コード	運搬先・処分場所
22100	静岡県
22130	浜松市
23000	愛知県
23100	名古屋市
23201	豊橋市
23202	岡崎市
23211	豊田市
24000	三重県
	近畿(大阪府域は右参考)
25000	滋賀県
25201	大津市
26000	京都府
26100	京都市
28000	兵庫県
28100	神戸市
28201	姫路市
28202	尼崎市
28203	明石市
28204	西宮市
29000	奈良県
29201	奈良市
30000	和歌山県
30201	和歌山市
	中国
31000	鳥取県
31201	鳥取市
32000	島根県
32201	松江市
33000	岡山県
33100	岡山市
33202	倉敷市
34000	広島県
34100	広島市
34202	呉市
34207	福山市
35000	山口県
35201	下関市
	四国
36000	徳島県
37000	香川県
37201	高松市
38000	愛媛県
38201	松山市
39000	高知県
39201	高知市
	九州・沖縄
40000	福岡県
40100	北九州市
40130	福岡市
40202	大牟田市
40203	久留米市
41000	佐賀県
42000	長崎県
42201	長崎市
42202	佐世保市
43000	熊本県
43100	熊本市
44000	大分県
44201	大分市
45000	宮崎県
45201	宮崎市

コード	運搬先・処分場所
	大阪府域市町村
大阪府域につきましては下記のコードを使用して下さい	
27100	大阪市
27140	堺市
27202	岸和田市
27203	豊中市
27204	池田市
27205	吹田市
27206	泉大津市
27207	高槻市
27208	貝塚市
27209	守口市
27210	枚方市
27211	茨木市
27212	八尾市
27213	泉佐野市
27214	富田林市
27215	寝屋川市
27216	河内長野市
27217	松原市
27218	大東市
27219	和泉市
27220	箕面市
27221	柏原市
27222	羽曳野市
27223	門真市
27224	摂津市
27225	高石市
27226	藤井寺市
27227	東大阪市
27228	泉南市
27229	四條畷市
27230	交野市
27231	大阪狭山市
27232	阪南市
27301	島本町
27321	豊能町
27322	能勢町
27341	忠岡町
27361	熊取町
27362	田尻町
27366	岬町
27381	太子町
27382	河南町
27383	千早赤阪村
46000	鹿児島県
46201	鹿児島市
47000	沖縄県
47201	那覇市

コード表④ 処分方法コード

(再生)

コード	処分方法
101	再使用 (リユース)
102	素材再生
103	他用途原材料化
104	燃料化
105	コンポスト化 (堆肥化)
106 ()	その他再生 () 内に具体的に記入してください。

(最終処分)

コード	処分方法
302	安定型埋立
303	管理型埋立
304	遮断型埋立

(中間処理)

コード	処分方法
201	脱水
202	機械乾燥
203	天日乾燥
204	焼却
205	油水分離
206	中和
207	破砕
208	圧縮
209	熔融
210	選別
211	固形化
212	ばい焼
213	分解
214	洗浄
215	滅菌
216	消毒
217	煮沸
299 ()	その他中間処理 () 内に具体的に記入してください。



電子マニフェストについて

電子マニフェストとは、紙マニフェストに代えて、排出事業者及び処理業者が情報処理センターのコンピューターに接続し、産業廃棄物の委託処理の流れをコンピューターにより管理するものです。

電子マニフェストは排出事業者にとっても多くの利点があり、今後より一層の普及促進が求められています。

〔排出事業者にとっての利点〕

- ・ 情報管理の透明性や合理化につながる。
- ・ 偽造がしにくいため、不法投棄等の不適正処理の防止につながる。
- ・ 電子マニフェスト利用分は、マニフェスト交付等状況報告を情報処理センターが代わって行うため、事業者からの報告が不要になる。

〔電子マニフェストに関する問合せ先〕

公益財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター 情報処理センター

TEL : 03-5275-7023 ホームページ <http://www.jwnet.or.jp>

(公益財団法人 日本産業廃棄物処理振興センターは、廃棄物処理法第 13 条の 2 に基づき環境大臣が電子マニフェスト制度の運営主体として指定する「情報処理センター」です。)

問合せ・報告書の提出先

提出先	提出・問い合わせ先
下記以外の 大阪府域	大阪府 環境農林水産部 循環型社会推進室 産業廃棄物指導課 〒559-8555 大阪市住之江区南港北1丁目14番16号 咲洲庁舎(さきしまコスモタワー)21階 ☎ (建設業者) 06-6210-9570 (中間処理業者) 06-6210-9564 (それ以外) 06-6210-9582 FAX 06-6210-9561
堺市以外の 泉州地域	[建設業者・中間処理業者以外] (高石市・泉大津市・和泉市・岸和田市・貝塚市・泉佐野市・泉南市・阪南市・忠岡町・熊取町・田尻町・岬町) 大阪府 泉州農と緑の総合事務所 環境指導課 〒596-0076 岸和田市野田町3丁目13-2 泉南府民センタービル3階 ☎ 072-437-2530 FAX 072-438-2069
大阪市	大阪市 環境局 環境管理部 環境管理課 〒545-8550 大阪市阿倍野区阿倍野筋1丁目5番1号 あべのルシアス 13階 ☎ 06-6630-3284 FAX 06-6630-3581
堺市	堺市 環境局 環境保全部 環境対策課 〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号 堺市役所高層館4階 ☎ 072-228-7476(ダイヤルイン) FAX 072-228-7317
豊中市	豊中市 環境部 環境指導課 〒561-0891 豊中市走井2丁目5番5号 環境事業所 北館内 1階 ☎ 06-6858-3070 FAX 06-6846-6390
吹田市	吹田市 環境部 環境保全指導課 産業廃棄物指導グループ 〒564-8550 吹田市泉町1-3-40 高層棟1階 ☎ 06-6384-1799 FAX 06-6368-7350
高槻市	高槻市 市民生活環境部 資源循環推進課 〒569-0021 高槻市前島3丁目8番1号 エネルギーセンター内 ☎ 072-669-1886 FAX 072-669-1961
枚方市	枚方市 環境部 環境指導課 〒573-1162 枚方市田口5-1-1 穂谷川清掃工場内 管理棟1階 ☎ 050-7102-6014 FAX 072-849-1206
八尾市	八尾市 環境部 循環型社会推進課 産業廃棄物指導室 〒581-0017 八尾市高美町5丁目2番2号 清掃庁舎 ☎ 072-924-3772 FAX 072-923-7135
寝屋川市	寝屋川市 環境部 環境保全課 〒572-0855 寝屋川市寝屋南1丁目2番1号 クリーンセンター5階 ☎ 072-824-1021(直通) FAX 072-824-1023
東大阪市	東大阪市 環境部 産業廃棄物対策課 〒577-8521 東大阪市荒本北1丁目1番1号 東大阪役所15階 ☎ 06-4309-3207 FAX 06-4309-3829